

別紙

諮問第1372号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「都立高等（中等教育校等を含む付属も）の都市ボランティア募集の職員会議録、企画調整会議録に数校見つかった『オリパラ局か都教委から人数を割り当てられた』旨記録があるので、都教委から各校に割り当てたことが分かる文書」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和元年6月13日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件開示請求に対し、都市ボランティアの募集において、実施機関は都立高校等に人数の割当てを行っていないため、請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないとして、本件非開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和元年9月19日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年7月31日に実施機関から理由説明書を、同年9月29日及び同年10月2日に審査請求人から意見書を収受し、令和3年7月15日（第219回第一部会）から同年9月16日（第220回第一部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書

及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件非開示決定について

実施機関によると、平成30年9月26日から同年12月21日まで、東京都（オリンピック・パラリンピック準備局）が東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）における都市ボランティアの募集を行うに当たり、オリンピック・パラリンピック準備局から依頼を受け、都立学校への事業周知や、PRポスターの掲示、申込用紙付きリーフレットの設置等に係る協力依頼を行ったとのことである。なお、都市ボランティアは、平成14年4月1日以前に生まれた者が対象であり、当時高等学校第2学年以上に相当する生徒が卒業後に活動することを想定して事業周知等を行ったものであった。

本件開示請求は、実施機関が都立学校に対して上記の事業周知等を行った際に、各校に人数の割当てを行ったことが分かる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示を求めたものである。

実施機関は、本件請求文書について、不存在を理由とする本件非開示決定を行った。

イ 本件請求文書の不存在の妥当性について

審査請求人は、別件開示請求に対し開示された複数の都立学校の職員会議資料等によれば、実施機関が都立学校の校長、副校長等に対し、生徒を都市ボランティアへ応募させるよう強制し、人数を割り当てていたことは明らかであると主張する。

実施機関は、都市ボランティアが、事業の対象となる生徒にとって東京2020大会への参画の貴重な機会になるとともに、実施機関がオリンピック・パラリンピック教育を推進する際に、重点的に育成すべきとしてきた「ボランティアマインド」等の資質の育成につながる有効な機会でもあることから、事業周知等を行ったとのことである。また、各都立学校はそれぞれの方針に基づきオリンピック・パラリンピック教育に取り組んでおり、ボランティア教育に重点を置いていた学校等において積極的な周知を行ったことは考えられるものの、都市ボランティアへの応募は生徒本人の意思に基づくものであるから、実施機関は各都立学校に対して人数の割当ては行っていないと説明する。

審査会が、実施機関から都立学校長宛ての依頼文書や、オリンピック・パラリンピッ

ク準備局から実施機関宛て又は都立学校長宛ての依頼文書を入手して見分したところ、上記のとおり実施機関が説明する事業周知等の意図等が記載されていることが確認できたが、各校に人数の割当てを行う趣旨の文言は確認できなかった。

また、実施機関が、都市ボランティアへの応募は生徒本人の意思に基づくものであり、各都立学校に人数の割当てを行うとの認識はなかった旨を説明していること、上記依頼文書中には応募時に未成年である者は親権者等の同意が必要である旨の記載があること、都市ボランティアとしての活動は学校卒業後となることが認められる。

都市ボランティアへの応募は、その性質上、応募者本人の自発的な意思に基づいてなされるものであること、上記依頼による周知の対象者は当時高等学校第2学年以上に相当する生徒で、多くは未成年者であり応募には親権者等の同意が必要であったことから、あくまで生徒本人の意思及びその親権者等の同意がなければ応募がなされないこと、都市ボランティアの活動は卒業後であって、学校単位で人数を確保することに意味があるとは認められないこと等から、各都立学校に人数の割当てを行うという認識はなかったので本件請求文書は存在しないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、本件請求文書について、実施機関が不存在を理由として行った本件非開示決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、中村 晶子